

令和 3 年 度

港湾局関係予算決定概要

令和 2 年 12 月 21 日

国土交通省港湾局

【令和3年度港湾局関係予算の基本方針】

令和3年度予算においては、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」及び「豊かで活力ある地方の形成と多核連携型の国づくり」を3本柱として、令和2年度第3次補正予算と合わせて切れ目なく取組を強力に推進する。

とりわけ、気候変動の影響により頻発化・激甚化する台風被害や大規模災害に屈しない、強靱な国土づくりが欠かせない。このため、東日本大震災や大規模自然災害等からの復旧・復興を着実に進めるとともに、将来を見据えた戦略的な老朽化対策、早期の海上輸送ネットワークの強靱化等の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を構築する。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、デジタル改革やグリーン社会の実現に向けた港湾におけるカーボンニュートラルに取り組み、生産性の抜本的な向上や産業の国内回帰及び地域交流の再興など、経済の持続的成長を実現する好循環を作り上げていく。

【港湾局関係予算総括表】

(単位：百万円)

事業区分		令和2年度第3次補正・令和3年度				前年度 (D)	
		合計 (A=B+C)	対前年度 倍率 (A/D)	令和2年度 第3次補正 (B)	令和3年度 (C)		対前年度 倍率 (C/D)
公 共	港湾整備事業	337,507	1.40	96,326	241,181	1.00	241,081
	港湾海岸事業	17,697	1.61	5,652	12,045	1.09	11,022
	災害復旧事業等	8,192	6.43	6,874	1,318	1.03	1,275
	合計	363,396	1.43	108,852	254,544	1.00	253,378
非 公 共	港湾関連データ連携基盤の機能改善・ 利用促進等に必要経費	1,782	4.56	870	912	2.34	390
	国際競争力強化対策事業等	994	0.81	0	994	0.81	1,232
	国際クルーズ旅客 受入機能高度化事業	513	0.86	0	513	0.86	600
	海洋再生可能エネルギー発電設備の 整備に係る海域の利用調整に 必要経費	581	1.72	581	0	皆減	337
	行政経費	942	1.02	0	942	1.02	925
	合計	4,813	1.38	1,451	3,362	0.96	3,485
総 合 計	368,209	1.43	110,303	257,906	1.00	256,863	

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 上記には内閣府分(沖縄関連)を含む。

3) 前年度予算額には、臨時・特別の措置を含まない。

4) 本表のほか、令和3年度予算案には以下がある。

① 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興事業(災害復旧：1,306百万円)(国費)

② 受託工事費(港湾：4,756百万円)(国費)

③ 社会資本整備総合交付金(631,128百万円)の内数、防災・安全交付金(853,984百万円)の内数及び復興計上の社会資本整備総合交付金(7,650百万円)の内数(いずれも国費)

④ 観光計上の新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等(2,225百万円)の内数及び公共交通利用環境の革新等事業(1,240百万円)の内数(いずれも国費)

⑤ 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所における運営費交付金(5,156百万円)の内数(国費)

⑥ 港湾関係起債事業の起債見込み額(80,993百万円)

5) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【所管別内訳】

(1) 港湾整備事業

(単位：百万円)

所 管	令和2年度第3次補正・令和3年度					前年度 (D)
	合 計 (A=B+C)	対前年度 倍 率 (A/D)	令和2年度 第3次補正 (B)	令和3年度 (C)	対前年度 倍 率 (C/D)	
国 土 交 通 省	317,243	1.40	93,014	224,229	0.99	226,449
港 湾 局	287,147	1.41	85,294	201,853	0.99	204,073
北 海 道 局	24,596	1.42	7,236	17,360	1.00	17,360
国 土 政 策 局	5,500	1.10	484	5,016	1.00	5,016
離 島	3,958	1.14	484	3,474	1.00	3,474
奄 美	1,542	1.00	0	1,542	1.00	1,542
内 閣 府	20,264	1.38	3,312	16,952	1.16	14,632
沖 縄 振 興 局	20,264	1.38	3,312	16,952	1.16	14,632
合 計	337,507	1.40	96,326	241,181	1.00	241,081

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 前年度予算額には、臨時・特別の措置を含まない。

3) 特定離島港湾施設整備等に係る予算は港湾局所管に計上している。

4) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(2) 港湾海岸事業

(単位：百万円)

所 管	令和2年度第3次補正・令和3年度					前年度 (D)
	合 計 (A=B+C)	対前年度 倍 率 (A/D)	令和2年度 第3次補正 (B)	令和3年度 (C)	対前年度 倍 率 (C/D)	
国 土 交 通 省	17,691	1.61	5,652	12,039	1.09	11,016
港 湾 局	17,691	1.61	5,652	12,039	1.09	11,016
内 閣 府	6	1.00	0	6	1.00	6
沖 縄 振 興 局	6	1.00	0	6	1.00	6
合 計	17,697	1.61	5,652	12,045	1.09	11,022

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 前年度予算額には、臨時・特別の措置を含まない。

3) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【東日本大震災復興特別会計予算総括表】

(単位：百万円)

事業区分	令和2年度第3次補正・令和3年度					前年度 (D)
	合計 (A=B+C)	対前年度 倍率 (A/D)	令和2年度 第3次補正 (B)	令和3年度 (C)	対前年度 倍率 (C/D)	
港湾整備事業	0	皆減	0	0	皆減	10,055
災害復旧事業等	1,306	0.22	0	1,306	0.22	6,073
合計	1,306	0.08	0	1,306	0.08	16,128

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 本表のほか、復興庁計上の社会資本整備総合交付金(7,650百万円)の内数がある。

3) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【主要項目】

(1) 国民の安全・安心の確保 [国費 977 億円]

- ・ 大規模災害に対する港湾の防災・減災、国土強靱化の推進
- ・ 地震・津波・高潮・侵食災害に備えた港湾海岸の整備
- ・ 将来を見据えた港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策
などの防災・減災、国土強靱化施策を推進する。

(2) 国際コンテナ戦略港湾の機能強化 [国費 454 億円]

- 「ヒトを支援する AI ターミナル」の機能強化、セキュリティを確保した効率的なデジタル化物流システムの構築を通じたゲート処理の効率化など、「集貨」「創貨」「競争力強化」を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策を推進する。

(3) 港湾関連データ連携基盤の拡張と機能改善 [国費 13 億円]

- 港湾の国際競争力強化や生産性向上に資する港湾関連データ連携基盤について、港湾物流・管理・インフラの3分野の構築・機能改善・利用促進を重点的に推進する。

(4) 産地と港湾が連携した農林水産物・食品の更なる輸出促進 [国費 27 億円]

- 2030年の農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする政府目標の達成に向け、港湾施設の整備に係る支援の拡充、関連予算の重点化を推進する。

【新規制度】

事 項	新規制度内容
1. 自然災害に対する港湾施設の再度災害防止 【災害復旧等】	○原形復旧（災害復旧事業）のみでは再度災害防止の観点から十分な防災機能の発揮を期待できない場合に、被災区間の復旧と併せて港湾施設の改良を実施する制度を創設する。
2. 津波対策緊急事業 【海岸】	○大規模地震の発生リスクが高く、津波到達までの時間が短い一定の地域について、海岸堤防の嵩上げ等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を計画的かつ集中的に実施するための個別補助制度を創設する。
3. 気候変動を踏まえた海面上昇対策等の推進 【海岸】	○気候変動対策等を推進するため、令和2年11月に変更した海岸保全基本方針に基づき行われる海岸保全基本計画の見直しに必要な経費の一部を交付金で支援する制度を創設する。
4. 海岸保全施設の長寿命化対策の促進・高度化 【海岸】	○令和2年6月に改訂された「海岸保全施設維持管理マニュアル」に新たに位置づけられた内容に基づき実施する長寿命化計画の見直しに対する支援制度を創設する。
5. 産地と港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進 【港湾】	○港湾を通じた農林水産物・食品の輸出をこれまで以上に促進するため、生産関係者や港湾関係者が連携して策定する実施計画を農林水産省及び国土交通省が共同して認定した場合に、施設整備に係る支援の拡充を行う。
6. 国際クルーズ旅客受入機能高度化事業 【港湾】	○クルーズの再興に向け、再びクルーズを安心して楽しめる環境の早期整備を推進するため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等に要する経費について、補助率を拡充する。

【港湾関係税制】

事 項	税制改正内容
<p>1. 緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における 民有護岸等の耐震改修促進のための特例措置 <u><2年間延長></u></p>	<p>【固定資産税の特例】（取得後5年間） 南海トラフ地震防災対策推進地域などにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税標準額 1/2 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、開発保全航路又は緊急確保航路の区域に隣接する港湾 ・ 課税標準額 5/6 その他の港湾 <p>【対象】 国の無利子貸付を受けて改良された特別特定技術基準対象施設（護岸、岸壁及び物揚場）</p>
<p>2. 国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社を取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置 <u><2年間延長></u></p>	<p>【固定資産税・都市計画税の特例】（取得後10年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税標準額 1/2 国際戦略港湾（京浜港、阪神港） ・ 課税標準額 2/3 コンテナ取扱量等が一定の要件を満たす国際拠点港湾（苫小牧港、仙台湾港、新潟港、清水港、名古屋港、四日市港、広島港、関門港、博多港） <p>【対象】 国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が、国の無利子貸付又は補助を受けて取得した荷さばき施設等</p>
<p>3. 資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置 <u><2年間延長></u></p>	<p>【固定資産税・都市計画税の特例】（取得後10年間） 課税標準額 2/3 特定貨物輸入拠点港湾</p> <p>【対象】 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が、国の補助を受けて取得した荷さばき施設等</p>
<p>4. 軽油引取税の課税免除の特例措置 （港湾運送業の用途） （港湾整備等に従事する作業船の用途） <u><3年間延長></u></p>	<p>【軽油引取税の特例】 課税免除</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾で港湾運送に使用される船舶及び自動車登録を受けていない機械の動力源に供する軽油 ・ 港湾整備等に従事する作業船の動力源に供する軽油

自然災害に対する港湾施設の再度災害防止【災害復旧等】

災害復旧事業(直轄)を実施する港湾において、被災区間の原形復旧のみでは再度災害防止の観点から十分な防災機能を期待できない場合に、被災区間の復旧と併せて港湾施設の改良を実施する「直轄港湾災害関連事業」を創設する。

背景・課題

- 気候変動や南海トラフ地震等による大規模災害の発生リスクが高まるなか、事前防災対策を進めるとともに、発災後の再度災害防止対策の迅速化が必要。
- 直轄で整備した港湾施設が被災した場合、被災箇所は災害復旧事業(直轄)により、再度災害防止の観点から被災前より大型の消波ブロック等を用いた復旧が可能だが、隣接部の未被災区間を含めた一体的な機能向上は、現行制度では不可能。

直轄港湾災害関連事業による効果

発災時に被災区間と一体的に機能向上を図ることにより、再度災害防止効果を迅速に発現。

具体事例



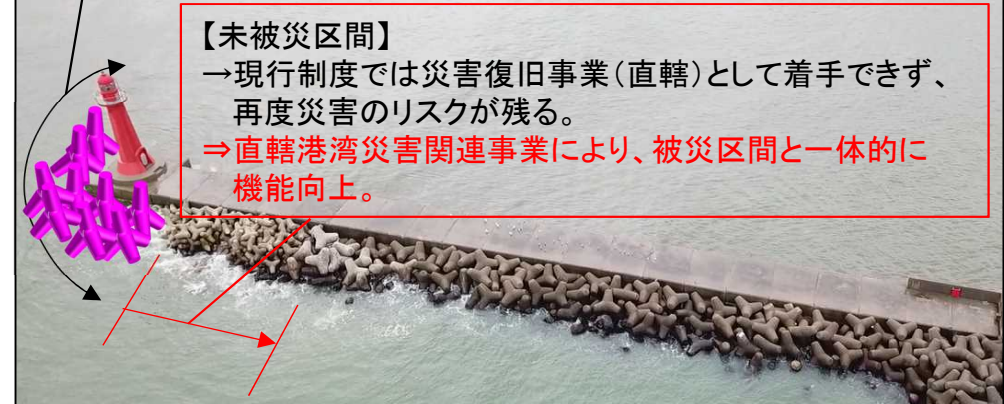
台風による設計波以上の波浪で消波ブロックが飛散・消失

【被災区間】

→災害復旧事業(直轄)で被災波に対応した大型の消波ブロックを使用し、再度災害を防止。

【未被災区間】

→現行制度では災害復旧事業(直轄)として着手できず、再度災害のリスクが残る。
⇒直轄港湾災害関連事業により、被災区間と一体的に機能向上。



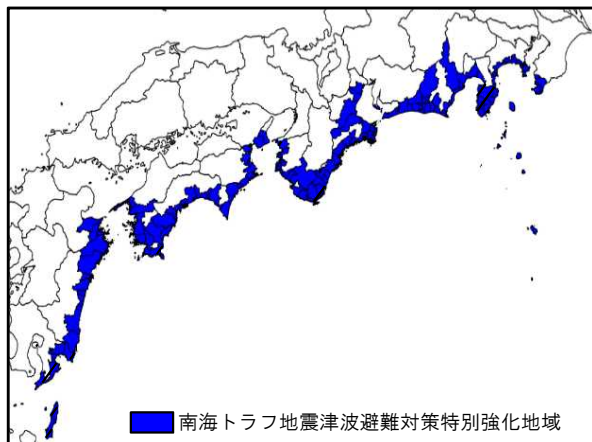
津波対策緊急事業【海岸】

切迫する大規模地震による津波から国民の生命と財産を守るため、警戒避難体制等のソフト対策とあわせて実施する海岸堤防等の地震・津波対策について、計画的かつ集中的に推進するための個別補助制度を創設。

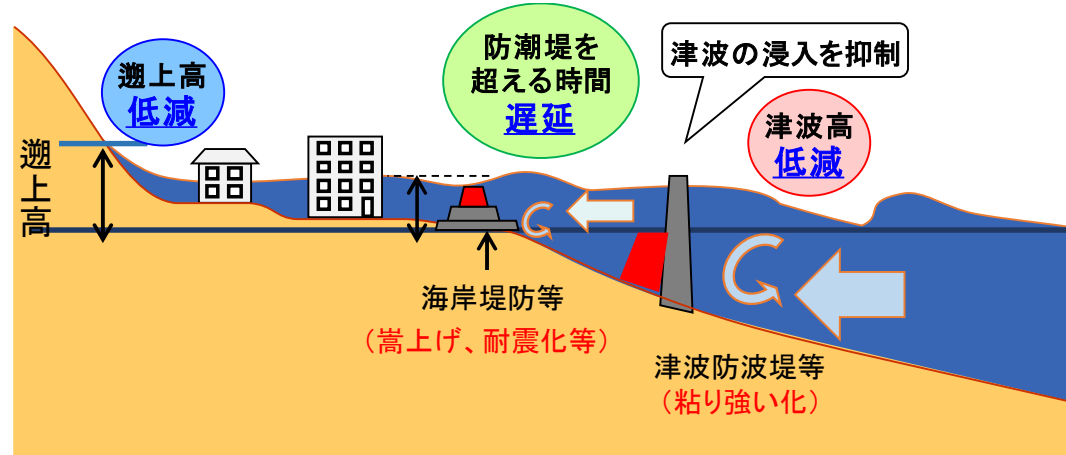
背景

- 切迫する南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震においては、それに伴う津波の来襲が想定されるとともに、津波到達までの予想時間が短い地域が存在することから、警戒避難体制の整備等のソフト対策とともに、避難にも資するハード対策が急務。
- 津波到達までの予想時間が短い地域において、計画的かつ集中的に海岸堤防等の海岸保全施設の地震・津波対策を行うことにより、津波高さを抑制するとともに、津波の到達時間を遅らせ、避難時間を効果的に確保。

津波到達までの予想時間が短い地域の例



対策による効果イメージ



検討の方向性

○警戒避難体制の整備等のソフト対策とあわせて行われる避難にも資するハード対策(海岸堤防等の嵩上げや耐震化、粘り強い化等)について、計画的かつ集中的な実施を推進するための個別補助制度を創設。

制度概要

大規模地震が想定され、津波到達までの予想時間が短い地域における津波対策(堤防等の嵩上げ、耐震化、粘り強い化等)を対象とし、以下を要件として設定

- (1) 大規模地震が想定される地域であり、かつ防護区域内に地域中枢機能集積地区を有すること
- (2) 事業費が4億円以上であること
- (3) 概ね10年で工事が完了すること
- (4) 津波避難に資するソフト対策として、以下の①又は②に該当すること
 - ① 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画が策定されていること
 - ② 津波浸水想定、津波災害警戒区域指定等のソフト対策が複数策定されていること

気候変動を踏まえた海面上昇対策等の推進【海岸】

- 農林水産省・国土交通省では、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」からの提言(令和2年7月)を踏まえ、令和2年11月に海岸保全基本方針を変更したところ。
- 令和3年度以降、新たな海岸保全基本方針に基づき、各都道府県において海岸保全基本計画の変更が必要。
- 交付金制度の拡充により、海岸保全基本計画の見直しに必要な経費の一部を支援する。

背景

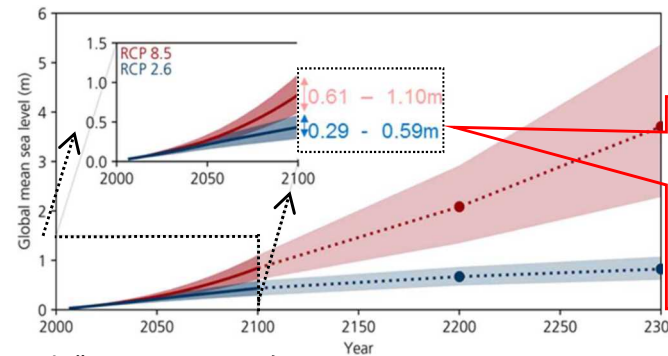
- 平成30年には「気候変動適応法」が施行され、気候変動適応の推進が法的に位置づけられた。
- 平成30年の台風第21号は大阪湾で既往最高の潮位を記録、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風は広範囲の豪雨、暴風に伴う高波高潮により甚大な被害をもたらした。
- さらに、平均海面水位は、100年以上の長期にわたり上昇を続け元に戻ることがないと予測されている。
- 近年の災害や将来の気候変動の影響予測を踏まえた対策が必要。

高潮から市街地を守る水門



令和元年東日本台風による高潮から東京を守る天王洲水門
(令和元年10月12日)

予測される海面上昇量(IPCC報告書参照)



出典: SROCC, 2019年9月

https://report.ipcc.ch/srocc/pdf/SROCC_FinalDraft_FullReport.pdf

シナリオ	1986~2005年に対する2100年における平均海面水位の予測上昇量範囲(m)	
	第5次評価報告書	SROCC
RCP2.6	0.26-0.55	0.29-0.59
RCP8.5	0.45-0.82	0.61-1.10

制度の概要

- 変更した海岸保全基本方針に基づき行われる海岸保全基本計画の見直しに係る費用を交付金により支援。

海岸保全施設の長寿命化対策の促進・高度化【海岸】

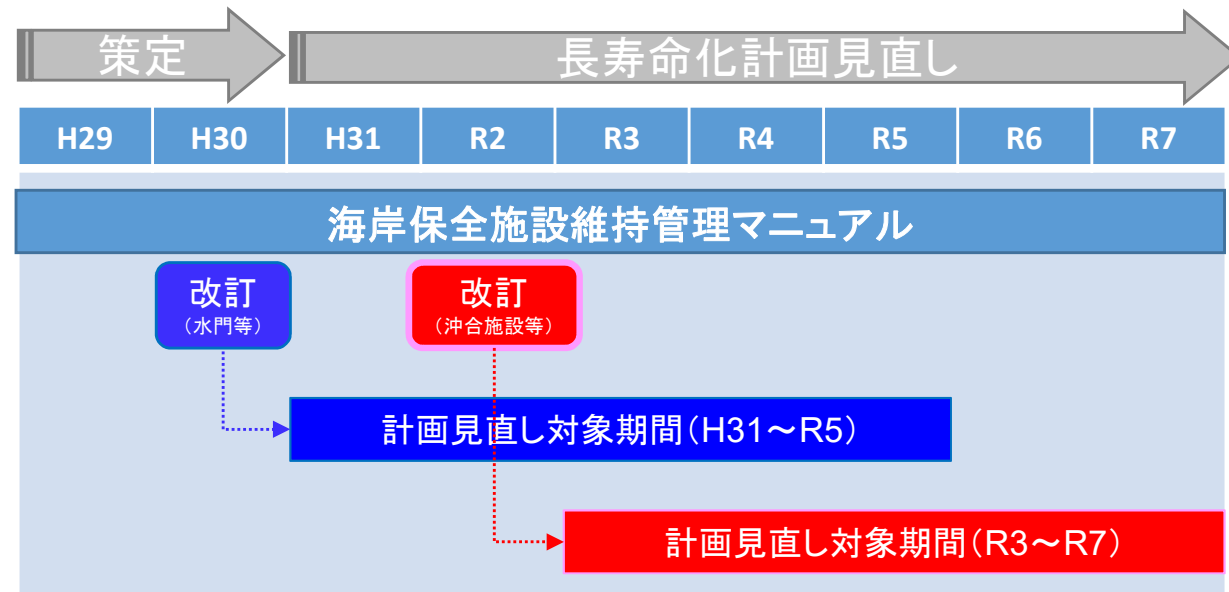
施設の長寿命化対策をさらに進め、ライフサイクルコストの縮減を図るため、「海岸保全施設維持管理マニュアル」に新たに位置づけられた内容に沿って長寿命化計画を見直す場合に限り、計画の見直しに係る費用を支援する。

背景

○ 長寿命化計画に係る交付金での支援については、計画策定を平成30年度（被災地等は令和2年度）まで、水門等の計画見直しを令和5年度までとし、早期の策定・見直しを海岸管理者に促しているところ。

○ さらに、ライフサイクルコストの縮減を適切に促すため、令和2年6月に「海岸保全施設維持管理マニュアル」を改訂し、以下の内容等を追加。

- ・沖合施設の点検や評価等について整理
- ・新技術等を活用した点検手法等の整理 等



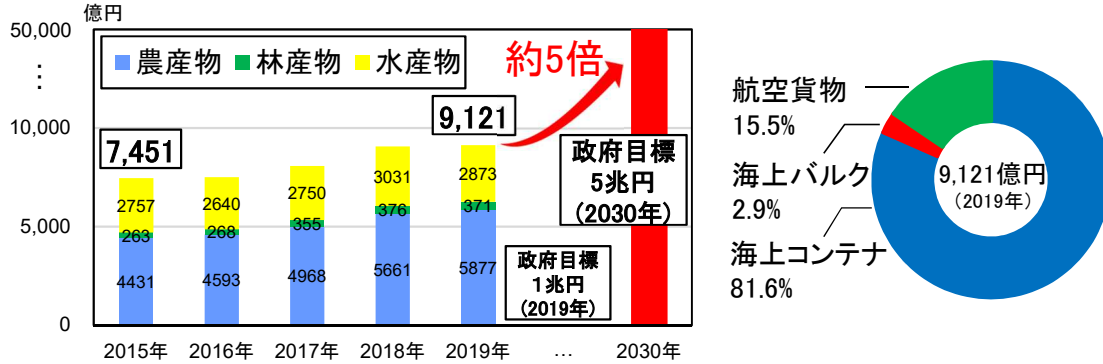
制度の概要

○ 「海岸保全施設維持管理マニュアル」に新たに位置づけられた内容に基づき実施する長寿命化計画の見直しに係る費用を交付金により支援。

産地と港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進【港湾】

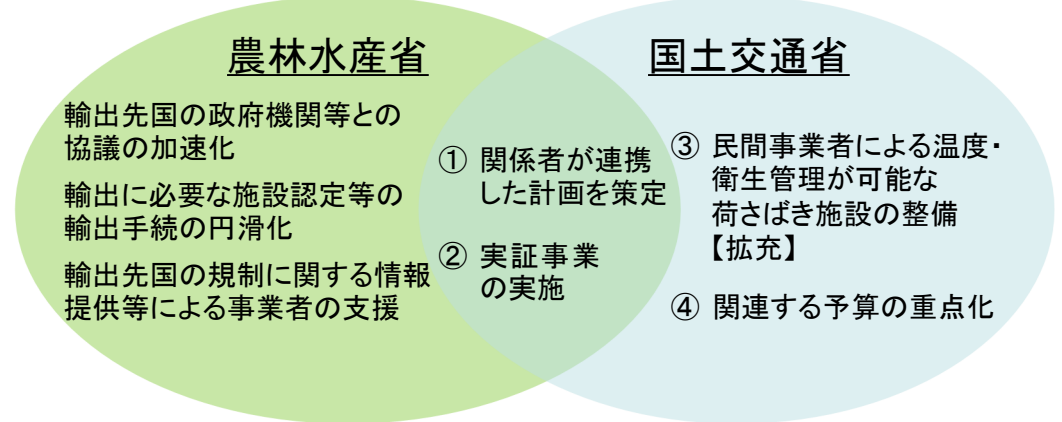
○2030年の農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする政府目標の達成に向け、港湾を通じた農林水産物・食品の輸出をこれまで以上に促進するため、生産関係者や港湾関係者が連携して策定する実施計画を農林水産省及び国土交通省が共同して認定した場合に、施設整備に係る支援の拡充や、関連する予算の重点化を行う。

＜農林水産物・食品の輸出額の推移と輸出手段別割合＞

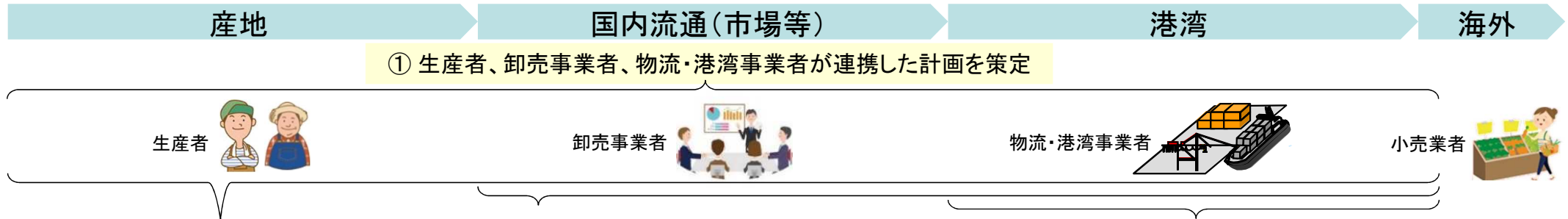


出典：農林水産省資料、貿易統計に基づき国土交通省港湾局作成

＜農林水産省の取組と国土交通省が連携して推進する取組＞



＜具体の取組イメージ＞



② 高機能コンテナやRORO船を活用した実証事業の実施



③ 民間事業者による温度・衛生管理が可能な荷さばき施設の整備【拡充】



④ 関連する予算の重点化



コールドチェーンの確保など、輸出の川上から川下までの連携を強化

国際クルーズ旅客受入機能高度化事業【港湾】

クルーズの再興に向け、クルーズ旅客の利便性や安全性の向上及び物流機能の効率化を図るための事業を実施する者（地方公共団体又は民間事業者）に対し、その経費の一部を国が補助する。
 うち、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等に要する経費について、再びクルーズを安心して楽しめる環境の早期整備を推進するため、補助率を拡充（1/3→1/2）する。

事業概要

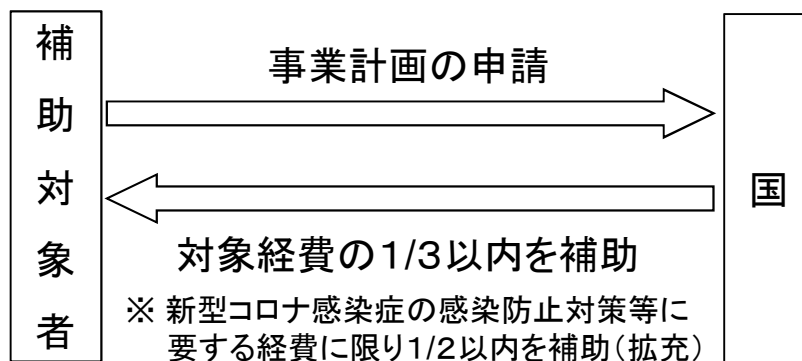
■補助対象経費

- ・クルーズ旅客の移動又は手荷物等の搬出入の円滑化に要する経費
- ・クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費
- ・クルーズ旅客の安全性の向上に要する経費

■補助対象者

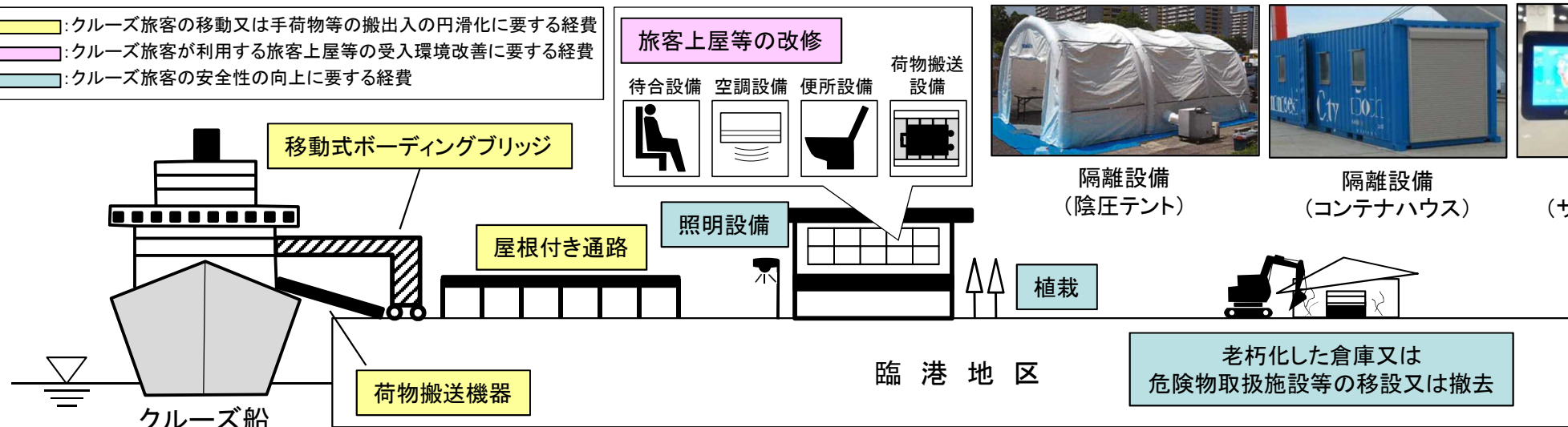
地方公共団体（港務局を含む。）又は民間事業者

■事業スキーム



補助対象経費のイメージ

- :クルーズ旅客の移動又は手荷物等の搬出入の円滑化に要する経費
- :クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費
- :クルーズ旅客の安全性の向上に要する経費



感染防止対策（例）



老朽化した倉庫又は危険物取扱施設等の移設又は撤去